

食品の安全性に関する有害化学物質の
サーベイランス・モニタリング中期計画(案)
(令和2年 12月4日現在)

1. 基本的な考え方

食品安全行政にリスクアナリシスが導入され、科学に基づいた行政の推進のため、科学的原則に基づいたリスク管理と消費者の視点に立った施策を実施する上で必要となるサーベイランス¹・モニタリング²の実施が一層重要となっている。

このため、令和3年度から令和7年度までの5年間における、食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画を以下のとおり定める。

2. 調査対象及び優先度分類の考え方

- (1) サーベイランス・モニタリングの調査対象は、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト(以下「優先リスト」という。)に基づいて、危害要因と食品群及び飼料の組合せを決定する。
- (2) サーベイランス・モニタリングの優先度は、優先リストにおける危害要因の分類、食品中の危害要因の含有実態や食品の摂取量に加え、これまでの実態調査の実施状況、調査目的に合致した分析法の有無、国内外の動向を考慮して、以下の2区分に分類する。
A: 期間内に実施
B: 期間内に可能な範囲で実施
- (3) リスク管理検討会の場で、技術的な知見を含めて意見・情報を求め、必要に応じてサーベイランス・モニタリング中期計画に反映させる。

3. 調査対象

別紙のとおり。

4. 留意事項

- (1) 計画期間中に食品安全に関する新たなリスクが顕在化した場合、本計画に掲載しているかを問わず、食品中の危害要因の含有について、緊急に調査を実施する。
- (2) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲がわからない場合や、十分なデータが存在せず統計量が不明な場合は、予備調査を実施する。
- (3) 国際的なリスク評価やコーデックス委員会における基準値や実施規範の検討等に対応する場合、本計画に含まれているかを問わず、食品中の危害要因の含有について、必要に応じて調査を実施する。
- (4) サーベイランス・モニタリングは、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (5) サーベイランス・モニタリングに係る分析の実施に当たっては、ISO/IEC 17025の認定を取得している試験室での実施を基本として、精度管理を行うこと及び妥当性が確認された分析法を用いること等を試験室の条件とする。

¹ 問題の程度、又は実態を知るための調査。

² 矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査。

- (6) 本計画に掲載している調査のほか、事業者等と連携して、リスク管理措置案の検討のために行う調査も必要に応じて実施する。

サーベイランス・モニタリング中期計画(調査対象)(案)

優先度A 期間内にサーベイランスを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群・飼料	
アザスピロ酸	水産物	・リスク管理措置の必要性を検討するため、二枚貝について含有実態を把握。
総アフラトキシン	農産物	・リスク管理措置の必要性を検討するため、輸入食品等において汚染が知られている品目を対象に、国産農産物の含有実態を把握。 ・気候変動等による異常気象(栽培期間中の高温、干ばつや大雨・洪水等)が農産物のアフラトキシン汚染に及ぼす影響を把握するため、汚染が懸念される国産農産物及びその加工品を対象に、必要に応じて含有実態を把握。
アフラトキシン B ₁	飼料	・アフラトキシン B ₁ を含む飼料を乳牛に給与すると、アフラトキシン M ₁ として乳に移行する。このため、アフラトキシン B ₁ の基準値が設定されていない粗飼料等を給与したとしても、乳のアフラトキシン M ₁ の基準値を遵守できることを確認するとともに、粗飼料等のアフラトキシン B ₁ の基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
タイプ B トリコテセン類	農産物	・産地における低減対策の効果を検証するため、国産麦類を対象に含有実態を把握。 ・その他の国産農産物について、リスク管理措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 ・農産物のかび毒汚染は、気象条件の影響を受け、著しい年次変動があることから、継続的に調査し、汚染の程度を把握。
デオキシニバレノール	飼料	・基準値が設定されていない粗飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
フモニシン (B ₁ +B ₂ +B ₃)	飼料	・基準値が設定されていない粗飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
ゼアラレノン	飼料	・基準値が設定されていない粗飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
麦角アルカロイド類	農産物	・国産麦類における麦角病の発生頻度は低いものの、麦角病の病徴がない場合でも麦粒が麦角アルカロイド類に汚染されている可能性があることから、リスク管理措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 ・農産物のかび毒汚染は、気象条件の影響を受け、著しい年次変動があることから、継続的に調査し、汚染の程度を把握。 ・麦角アルカロイド類による汚染が認められた場合には、汚染の原因等を解明するため、詳細に含有実態を把握。

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群・飼料	
ピロリジン アルカロイド 類	農産物	・国産農産物(山菜を含む。)への含有の有無や濃度を確認し、リスク管理措置を検討するため、分析法が確立できた品目から、順次、含有実態を把握。必要に応じて、あく抜き等の調理による影響も把握。
	畜産物	・畜産物(はちみつ)への含有の可能性について、さらに情報収集するため、入手可能な分析用標準試薬が増えた場合には、はちみつについて追加調査の実施を検討。
鉛	水産物	・安全性を向上させる対策の必要性を検討するとともに、コーデックス委員会における鉛の最大基準値設定の議論に我が国の実態を反映させるため、含有実態を把握。
	飼料	・基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
カドミウム	農産物	・産地における低減対策の有効性を検証するため、主要な国産農産物を対象に、含有実態を把握。 ・生産現場で実行可能なコメ中のヒ素低減技術の確立及び普及の進捗状況に応じて、ヒ素の低減対策の普及がコメ中のカドミウム濃度に及ぼす影響を評価するため、含有実態を把握。
	飼料	・基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
メチル水銀	水産物	・安全性を向上させる対策の必要性を検討するとともに、コーデックス委員会におけるメチル水銀の最大基準値設定の議論に我が国の実態を反映させるため、含有実態を把握。
水銀	飼料	・基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。
ヒ素	農産物	・コメ中の無機ヒ素の全国的な含有実態及び年次変動について、より詳細なデータを得るため、主食用米に加えて、加工用米や新規需要米(飼料用を除く)の含有実態を把握。 ・生産現場で実行可能なコメ中のヒ素低減技術の確立及び普及の進捗状況に応じて、低減対策の効果を評価するため、含有実態を把握。
	飼料	・基準値が設定されていない養殖水産動物用飼料等について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。

調査対象		調査の目的
危害要因	食品群・飼料	
3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類	加工食品	・「食品中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類低減のための手引き」等に基づく、事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、含有実態を把握。
3-MCPD	加工食品	・低減対策の有効性を検証するため、しょうゆ製造事業者のうち、平成 18 年度に自社で製造したアミノ酸液をしょうゆの原料として使用していた事業者を対象に、混合醸造方式又は混合方式のしょうゆ及び原料アミノ酸液中の 3-MCPD の含有実態を把握。
アクリルアミド	加工食品	・「食品中のアクリルアミド低減のための実施指針」等に基づく事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、主要な品目の含有実態を把握。
多環芳香族炭化水素類 (PAH)	加工食品	・かつお節等の魚節製品について、「かつお節・削り節の製造における PAH 類の低減ガイドライン」等に基づく事業者の自主的な取組による低減効果を検証するため、含有実態を把握。
フラン及びフラン化合物	加工食品	・フラン及びフラン化合物の精確な分析法が確立できた食品について、可能な範囲で含有実態を把握。
ダイオキシン(コプラナー PCB を含む)	農産物	・ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握。
	畜産物	・ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握。
	水産物	・ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、含有実態を継続的に把握(対象魚種を切り替えながら毎年実施)。
	飼料	・ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、ダイオキシン類の含有実態を継続的に把握。

優先度A 期間内にモニタリングを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
アフラトキシン B ₁	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。
デオキシニバレノール	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。
フモニシン (B ₁ +B ₂ +B ₃)	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。
ゼアラレノン	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。
鉛	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。
カドミウム	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。
水銀	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。
ヒ素	飼料	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 ・調査の結果は、リスク管理措置の検討に活用。

優先度B 期間内に可能な範囲でサーベイランスを実施

調査対象		調査の目的
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
パツリン	加工食品	・自然災害等により被害果実が大量に発生した際には、非常時における現行のリスク管理措置の有効性を確認するため、必要に応じて、可能な範囲で国産のりんご果汁等の含有実態を把握。
ゼアラレノン	農産物	・国産麦類については含有濃度が低く、現時点ではリスク管理措置は不要と判断しているが、気候変動等による影響についても把握するため、可能な範囲で含有実態を把握。 ・その他の農産物についても、リスク管理措置の必要性を検討するため、必要に応じて含有実態を把握。
オクラトキシンA	飼料	・飼料中のオクラトキシンAのリスク管理措置の要否を検討するため、含有実態を把握。
タイプA トリコテセン類	農産物	・国産麦類については含有濃度が低く、現時点ではリスク管理措置は不要と判断しているが、気候変動等による影響についても把握するため、可能な範囲で含有実態を把握。 ・その他の国産農産物についても、リスク管理措置の必要性を検討するため、必要に応じて含有実態を把握。
	飼料	・飼料中のタイプAトリコテセン類のリスク管理措置の要否を検討するため、含有実態を把握。
ステリグマトシスチン	飼料	・飼料中のステリグマトシスチンのリスク管理措置の要否を検討するため、含有実態を把握。
麦角アルカロイド類	加工食品	・農林水産省が実施している調査の結果、年次変動の影響が大きいと考えられる場合や麦角アルカロイド類を含む可能性があり、消費量が多い食品について、必要に応じて含有実態を把握。
ピロリジジンアルカロイド類	加工食品	・ピロリジジンアルカロイド類を含む可能性があり、消費量が多い食品について、リスク管理措置の必要性を検討するため、必要に応じて含有実態を把握。
鉛	農産物	・食品健康影響評価の結果等により、農産物中の鉛濃度の更なる低減やリスク管理が必要な場合には鉛を吸収しやすい品目について、リスク管理措置の必要性を検討するため、含有実態調査を把握。

調査対象		調査の目的
危害要因	調査対象 食品群・飼料	
	加工食品	・安全性を向上させるための措置をとる必要があるかを知るため、また、コーデックス委員会における鉛の最大基準値の検討に我が国の実態を反映させるため、必要に応じて含有実態を把握。
カドミウム	水産物	・これまでの調査の結果から、カドミウム濃度が比較的高い水産物について、含有実態を把握。
ヒスタミン	加工食品	・事業者の自主的な低減の取組による効果を検証するため、必要に応じて、含有実態を把握。
トランス脂肪酸	加工食品	・事業者の自主的な低減の取組による効果を確認するため(また日本人のトランス脂肪酸摂取量の変動への影響を把握するため)、必要に応じて含有実態を把握。
パーフルオロアルキル化合物	水産物	・PFOS 及び PFOA について、摂取への寄与度が高い魚介類の含有実態を把握。